

役員・評議員の報酬規程

社会福祉法人新城福社会

新城こども園

10. 役員・評議員の報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新城福社会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、当法人の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。評議員等が法人等の用務の為に出張した場合は、法人の旅費規程を準用して旅費を支給する。

- (1) 報酬等とは、報酬と費用をいう。
- (2) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事及び監事 5,000円／1回
- (2) 評議員 5,000円／1回

(費用の弁償)

第4条 役員及び評議員が出張する場合は、1kmあたり40円の旅費を支給する。ただし、旅費が500円以下の場合は旅費500円を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を弁償する。評議員等が法人等の用務の為に出張した場合は、法人の旅費規程を準用して旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、出会の都度支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和元年6月25日（評議員会決議後）から施行する。